

平成 30 年 6 月 25 日現在

機関番号：18001

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780449

研究課題名(和文)現代米国における学校管理職養成・評価システムの変容に関する研究

研究課題名(英文) A Study on Transformation of the School Administrator Preparation and Evaluation System in the United States

研究代表者

柴田 聡史 (SHIBATA, Satoshi)

琉球大学・地域連携推進機構 生涯学習推進部門・准教授

研究者番号：40721882

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、米国における学校管理職像の変容とそれに伴う養成・評価システムの変動を連邦主導の改革の展開において明らかにすることである。分析の結果、連邦政策において児童生徒の学業達成を重視した評価制度が求められる一方、専門職団体の立場からは、管理職の職能成長を目的とした、多様な指標に基づいた柔軟な制度が求められていることが明らかとなった。

連邦政策を受けて、州レベルでは児童生徒の学業達成を主要な指標とする評価制度が導入され、その結果が職能成長だけでなく、異動や解雇といった待遇に結びついており、またそうした管理職の人材確保が多様な養成システムによって支えられている実態が明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to clarify the transformation of the school administrator preparation and evaluation system in the United States in the development of federal-led reform. Some research results are below. The first is that while a federal policy calls for an evaluation system that emphasizes the student's academic achievement, from the standpoint of a professional organization, a flexible system based on diverse indicators aiming for professional development. The Second is that following the federal policy, some states introduce an evaluation system that use student academic achievement as a main indicator and use it for not only professional development, but also consideration of personnel decisions including transfer, salary and dismissal of principal. In addition, the securing of new principal is supported by various preparation systems.

研究分野：教育行政

キーワード：学校管理職 養成制度 評価制度 アメリカ合衆国

1. 研究開始当初の背景

米国では、ブッシュ政権下での「どの子も置き去りにしない法(No child Left Behind Act of 2001) (以下、NCLB 法)の制定以降、州統一学力テストを中心とした結果に基づくアカウンタビリティを理念とする政策が展開されてきた。つづくオバマ政権によって導入された「頂点への競争(Race to the top) (以下、RTTT)政策は、各州への競争的資金の配分を通じて、連邦政府の求める改革案を各州が「自主的」に遵守するという構造的特徴を有している。ここでの教員・学校管理職関連施策の大きな特徴は、第一に、各州に対して生徒や学校のテスト結果によって教員や管理職を評価し、処遇に反映する州法の制定を求めた点である。第二に、そうした評価結果と連動して、当該教員や管理職を養成した機関自体を評価するというアカウンタビリティ・システムの構築を求めている点である。とりわけ、教員だけでなく学校管理職もまた、評価と報酬システムの対象として明示されたことが大きな変化といえる。

NCLB 法以降の管理職施策を対象とした日本における代表的な研究は、浜田博文(『「学校の自律性」と校長の役割』一藝社、2009年)や加治佐哲也(『アメリカの学校指導者養成プログラム』多賀出版、2005年)がある。前者は、1980～90年代の専門職団体の議論から、管理職の役割と備えるべき資質に関する全国基準の策定過程とその内容を分析している。後者は、学校管理職養成の改革について従来の大学院での養成とは異なる新たな養成プログラムの事例分析を行っている。これらは、自律的学校経営における校長の役割や資質、そうした校長養成システムを理解する上で重要なものである。また、米国においては、ハモンド(Linda Darling-Hammond, 2009)らの研究に代表されるように、学校管理職養成プログラムの先進事例を大規模調査により明らかにしている(*Preparing Principals for a Changing World*, Jossey-Bass, 2009)。

しかしながら、今日の連邦政策を射程とし、学力テスト中心の政策において、学校管理職に求められる役割や資質(以下、「資質」)の内実や、その「資質」を備えた人材確保のための制度構築を分析した研究は、管見の限り行われていない。特に、これまでは学校管理職の養成が主たる対象とされ、近年の重要施策である評価制度については十分に分析されていない。ゆえに、NCLB 法から RTTT という一連の連邦政策の中で想定される管理

職の「資質」概念を明らかにし、それが連邦政府の強力な誘導の下で各州の施策にどのように浸透し、各州でいかなる養成・評価制度構築が進められているかを解明することが課題となる。

これまで日米の学校管理職の資格・養成制度の歴史の変遷および現代の改革動向について研究を進める中で、オバマ政権下の学校管理職関連施策の分析から、次の点を明らかにした。RTTT では、「効果(effective)」という概念に基づく管理職の育成・評価システムを各州に求めているが、テスト中心の政策全体の中で、それは端的にテスト結果向上に対する「効果」を意味している。ゆえに、管理職の「資質」が「効果」という限定的な概念へと矮小化されるとともに、この概念が養成制度に反映されることで管理職の専門性自体をも揺るがし、「効果」の評価によって、多くの管理職の地位や身分を脅かすことにもなりかねない状況にある。

当該研究は、RTTT を契機とする学校管理職像の転換や養成・評価システムの変容の一端を示したものであるが、RTTT 政策の実施直後の分析であったため、各州の実態を踏まえた今日的改革の特質と課題の解明が残されている。したがって、上述の成果を基に各州での法制化に伴う制度改革の実態を分析する必要がある。

2. 研究の目的

以上の検討を踏まえ、本研究の目的は、米国における学校管理職像の変容とそれに伴う養成・評価システムの変動を、学力テストと厳格なアカウンタビリティに基づく連邦主導の改革の展開において明らかにすることであった。具体的には、第一に、1980年代以降の連邦政策で管理職に必要とされてきた「資質」概念の変遷を明らかにする。第二に、連邦政策における「資質」概念に基づき、各州で進展する学校管理職の養成制度改革や評価制度構築の動態と課題を明らかにする。第三に、評価制度と連動する養成機関へのアカウンタビリティ・システムの実態を明らかにし、「資質」概念の変容に伴う養成プログラム内容への影響を分析する。以上を通じて、連邦政策を契機とする各州の改革動向を分析し、学校管理職の資質論議を踏まえて、学校管理職をめぐる制度改革の一体的な構造とその特質を解明することであった。

3. 研究の方法

上記の研究目的の達成のため、次の側面か

ら分析を行った。

第一は、1980年代から今日までの連邦政策の展開の中で、学校管理職に必要な「資質」がどのように変化してきたのかを、連邦政府と専門職団体（全米初等学校長協会、全米中等学校町協会、全米教育長協議会等）の議論の両面から明らかにする。1980年代を起点とするのは、一連の改革が本格化するとともに、専門職団体が管理職の資質に関する専門職基準を策定し、養成システムの見直しを求めるなど、管理職をめぐる論議が高まる時期であるためである。国内における資料収集とともに、連邦政府機関や専門職団体を対象に調査・資料収集を行い、連邦政策、特に NCLB 法や RTTT をめぐる議論の再検討とそれに対応する各州の政策動向の整理を行う。

第二は、RTTT に伴って管理職評価制度を導入した州（例えばマサチューセッツ州、カリフォルニア州、ニューヨーク州）を対象とする事例分析を中心に、管理職の養成制度あるいは評価制度の特徴と課題を検討する。各州で進展する学校管理職の養成制度改革や評価制度構築の動態を明らかにするため、州政府機関や養成機関での調査・資料収集を行い、養成・評価システム改革の実態と課題を明らかにする。

4. 研究成果

本研究の成果として以下の点が明らかとなった。

連邦政策および全米レベルの関係機関における議論の分析から、一連の連邦政策においては、児童生徒の学業達成を導くことを念頭に「教育上のリーダーシップ・スキル」を校長に求められる資質として捉え、その成果についてはスタンダードテストを中心とした学力向上が主要な指標とされていることが確認された。専門職団体については、特に全米初等学校長協会（NAESP）と全米中等学校長協会（NASSP）において、それぞれ連邦主導で進行する現在の教員・管理職政策を踏まえ評価制度の在り方について検討がなされていることが確認された。ここでは、専門職団体の立場から管理職の今後の資質や役割について、児童生徒の学業達成の重要性は指摘しつつ、そこに集約することのない多方面での管理職の役割が示され、特にその職能成長に向けた適切なサポートの必要性が提示されている。こうした議論は、専門職団体の立場から今後の制度改革に向けた方向性を提示するものであるとともに、その前提としての管理職の今日的な資質・役割を検討す

るものであった。さらに、全米初等学校長協会（NAESP）と全米中等学校長協会（NASSP）は、評価制度のあり方について 2011 年に共同プロジェクトを立ち上げ、評価制度の枠組みについて提言を行っている。ここでは、専門職団体の立場から管理職の今後の資質や役割を踏まえて、評価制度が校長によって校長自身のために作られること、職能成長の一環として行われること、経験の違いに応じて柔軟であること、職務の向上と関連づけること、多様な指標に基づくことなどを示していることが明らかとなった。

州レベルの事例分析では、以下の点が明らかとなった。マサチューセッツ州では 2011 年に新たな評価制度が導入されており、ここでは、教育上のリーダーシップ、学校の管理運営上の基準、地域や家庭の参加に関する基準といった観点と、児童生徒の学力達成に対する影響度という観点を組み合わせた評価がなされ、特に後者の観点が重視されていることが明らかとなった。また評価結果に基づく研修プログラムも合わせて構築されており、職能成長に繋がる制度設計がなされている。

カリフォルニア州において専門職団体によって実施されている校長養成プログラムの内容を分析し、その特徴を検討した。カリフォルニア州学校管理職協会（ACSA）はカリフォルニアの初等学校管理職協会や中等学校管理職協会などの学校指導職・教育行政官などの関係団体を傘下に収める組織であり、管理職の資格や養成に関して州教育局や州教員免許委員会の各種委員会のメンバーとして参加し、専門職基準の策定など州の政策立案に関わっている。ACSA は、自身が策定に関わった基準に基づき、団体のネットワークを活かして州内各地で実践に基づく養成プログラムを展開している。こうした動向は、基準の作成とそれに基づく養成プログラムの実施により、自職への新規参入者の資質の維持・向上を図るものと捉えられる。

ニューヨーク州においては、大学や学区、校長を対象に評価制度をめぐる課題について聞き取り調査を行った。同州では 2010 年に児童生徒の学力達成に対する影響度を観点とする新たな評価制度が導入されており、ここでは評価結果に基づいて報償が与えられる一方で異動や解雇も可能となっている。その結果、管理職の人材の流動性が高くなっており、新たな人材が大学院等を経ない早期の養成プログラムであるオルタナティブ・ルートによって確保されるとともに、解雇が行

われた際に、その処分の正当性をめぐる問題が生じている実態が確認された。

以上のように、連邦レベルでの管理職の資質論議の整理と、州レベルでの養成制度や評価制度の動態について検討を行ってきたが、これらを踏まえ、資格と養成、評価と職能成長といった管理職のキャリアに関わる一連の制度が、現在の改革動向の中でいかなるコンセプトのもとに個別的にあるいは一体的に構築・運用されているのか、またそうした制度設計に専門職団体がどのように関わって自職の専門職性を担保しているのかといった観点から、今後さらに検討を進めていくことが必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 3 件)

柴田聡史(分担執筆)、日本教育学会編『教育経営ハンドブック』学文社、2018年、全169頁(うち柴田分担執筆分160-161頁)。

柴田聡史(分担執筆)、ウィリアム J. リース著、小川佳万・浅沼茂監訳『アメリカ公立学校の社会史』東信堂、2016年、全506頁(うち柴田分担執筆分335-381頁)。

柴田聡史(分担執筆)、上地完治・西本裕輝編『沖縄で教師をめざすひとのために』協同出版、2015年、全304頁(うち柴田分担執筆分98-108頁)。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

柴田 聡史(SHIBATA Satoshi)
琉球大学・地域連携推進機構・准教授
研究者番号：40721882

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし